

金融自由化過程における銀行の運用資産動向

西 戸 隆 義

目 次

はじめに

第1章 運用資産額の変化

1. バブル経済期
2. 金融不安期
3. 金融安定期

第2章 運用資産と貸出の構成比

第3章 非製造業向け貸出の構成比

おわりに～伝統的ビジネスモデルからの脱却

はじめに

2002年2月に始まった戦後最長といわれる景気拡大も、現在、後退色を強めつつある。今後の景気動向は不透明だが、今回の景気拡大局面でバブル経済崩壊後の金融不安は沈静した感がある。銀行の収益も好転し、自己資本強化のために1998年と1999年に大手銀行を中心に投入された、公的資金による優先株も、この景気拡大局面で銀行による買い戻しが開始された。しかしここに来て、サブプライム問題による銀行の収益悪化が表面化し、銀行の抱える潜在的リスクは相当の大きさであることがわかった。

そもそも現在の銀行の苦境は、1984年における日米円ドル委員会の合意を契機としたその後の金融自由化の過程で、預金・貸出といった利鞘を収益源とする伝統業務に、銀行が固執していたことに一因がある。すでに1980年代半ばまでに大手企業は内部留保の蓄積が進み、資金調達に自己金融で賄うか、いち早く自由化を完了させていた国外の金融・資本市場を通して行われていた。つまり企業の銀行離れが顕著となっていたのである。他方、個人の金融資産は圧倒的に預金で保有されており、企業の銀行離れが進むなか、一国経済で効率的な資金配分を実現するためには金利自由化、金融業務の自由化そして資本市場の自由化は不可欠であった。このよう

な判断のもと、金融自由化が推進された。したがって、金融自由化の過程で銀行に求められていたものは、伝統的業務である融資の拡大ではなく、リスクアセットの分散や、手数料収入につながる資金の運用を中心とした多角的な金融サービスの展開であった。

このように現在の銀行の苦境の一因は、預金・貸出という伝統業務に銀行が固執していたという観点から、1984年以降の銀行の運用資産、すなわち貸出と証券投資の動向を検証するのが、本稿の目的である。とりわけ貸出の動きに注目したい。検証は、国内銀行のうち外国銀行在日支店を除いた都市銀行、全国地方銀行協会加盟銀行（以下、地方銀行）、第二地方銀行協会加盟銀行（以下、第二地方銀行）、信託銀行および長期信用銀行と、共同組織金融機関のうち中小企業金融機関である信用金庫の6業態別に行う。

第1章では、その時々金融情勢を簡潔に概括しつつ運用資産の変化をみていく。第2章では運用資産の構成比および貸出の分類別構成比を、第3章では非製造業向け貸出の業種別構成比を検証する。そして最後にこれらの検証を踏まえて、銀行が預金・貸出を中心とした伝統的なビジネスモデルから脱却しつつあるか否かを考察する。

統計資料については、日本銀行公表の時系列計数を用いる¹⁾。現在、日本銀行では、金融機関の統合や経営破綻による時系列データの不連続の発生や、業態を超えた合併・統合の実態を踏まえて、統計としての有用性が失われたという判断から銀行業態別の金融統計を公表していない。確かに長期信用銀行についてみれば、公的管理にあった日本債券信用銀行を引き継いだあおぞら銀行が、2006年4月に普通銀行に転換したのを最後に、現在ではこの業態に分類される銀行そのものが存在していない。このような理由で、検証期間は日米円ドル委員会で金融自

由化プログラムが策定された1984年から、日本銀行が公表を取り止めた各計数の直近の年末までとなっている。利用した数値はすべて銀行勘定の年末残高であり、信託勘定を含んでいない。

第1章 運用資産額の変化

本稿では銀行の貸出と証券保有の合計額を運用資産と表すことにし、図1は業態別の銀行の運用資産の変化率（対前年比）および貸出と証券の寄与度を示したものである²⁾。信託銀行と長期信用銀行は1999年まで、信用金庫は2005年まで、そして他の業態は2007年までとなっている。

金融情勢との関係で1984年から2007年までの期間を大きく分けると、ほぼ3期に区分できる。まず第1期は、株価と地価の上昇で日本経済が翻弄された1984年から1991年までのバブル経済期である。第2期は、バブル崩壊後に銀行の不良債権問題が表面化し、金融機関の破綻が相次いだ1992年から1998年までの金融不安期である。第3期は、1998年10月に成立した金融再生法と早期健全化法により金融機関破綻処理の枠組みが最終的に整備されるとともに、銀行が自己資本強化に本格的に取り組み始めた1999年から、途中景気回復を挟んでの2007年までの金融安定期である。もちろん、安定期といっても、2001年末にはダイエー問題が浮上し、2003年には税効果会計の見直で繰延資産の自己資本への算入が厳格化されたのを契機に、りそな銀行が実質国有化となり、また同様の理由でUFJ銀行の危機が伝えられた。したがって、この期間を安定という言葉で表すのは適切ではないと思われるが、あくまでもそれ以前の金融機関の大型破綻が相次いだ金融不安期との比較で、安定期という言葉を用いることにする。

また、この期間の金融自由化の進展を簡単に触れておこう。まず金利自由化については1985年に市場金利連動型預金および自由金利定期が導入され、預け入れ金額の段階的な引き下げを経て、1994年秋までに預金金利の完全自由化が完了した。金融業務の自由化については1993年4月に業態別金融子会社の相互参入が認められ、その後様々な制限条項が緩和された。1998年3月には銀行を中核とした金融持株会社の設立が認可され、同年12月には銀

行本体での投資信託の販売が開始された。最終的には、1999年10月にすべての業務制限が撤廃されるに至った。また、1995年10月に普通銀行による中長期預金の受け入れが認可され、それまでの金融機関の長短分離原則は完全に失効した。資本市場では、1996年に適債基準と財務制限条項が撤廃され、社債市場の完全自由化が実現した。株式市場では新興企業向け市場の整備が進み、1999年9月に東京証券取引所にマザーズが、12月には大阪証券取引所にナスダック・ジャパン市場が創設された³⁾。

1. バブル経済期

以上の金融情勢を念頭に置き、図1に戻ってまずバブル経済期の各銀行業態の運用資産の動きをみてみよう。各業態とも1990年以前までは年率10%以上の伸びを示した年が多くみられるように、非常に高い割合で運用資産を拡大させていった。特に信託銀行の伸び率は顕著である。これらの銀行業態の運用資産の増加の大部分は、貸出と証券の寄与度が示すように圧倒的に貸出が占めている。この拡大過程で、貸出の対象となったのは非製造業種の企業であり、その主力業種は折からの地価高騰で活況を呈していた土地取引に深く関わっていた不動産業や、これらの業種に融資を積極的に行っていた金融業（ノンバンク）であった。この点については、後に詳述する。そして銀行の不動産関連融資の拡大が地価の上昇を生み、この地下の上昇がさらなる不動産関連融資の増加をもたらすという因果往来で、バブル経済が生成された。

転期は1990年3月の大蔵省による総量規制でおとずれる。総量規制とは、土地関連融資の伸び率を総貸出の伸び率以下に抑制すること、不動産業、建設業および金融業の3業種に対する融資の実行状況を4半期ごとに報告することを金融機関に求めた大蔵省銀行局長通達であった。この総量規制によって、どの銀行業態も1990年から91年にかけて貸出の増加に減速傾向が生じた。特に土地関連融資に積極的だった信託銀行は、1990年にはすでに運用資産の増加に対して貸出がマイナスの寄与を示しているように、貸出を減少させていった。他方、信託銀行とともにバブル経済期に不動産関連融資に積極的であったとされる長期信用銀行は、それほど大きく貸出を減少させていない。1991年における他業態

以上の運用資産の伸び率の低下は、証券保有を減らしたためである。

1991年春以降、大都市圏の地価は下落傾向が鮮明となり、地方圏においても上昇が鈍化し始めた。このような環境で不動産取引が縮小したのに加え、総量規制により資金繰りが悪化する企業が倒産にいたる事例が大幅に増えた。そのため銀行の2002年度の決算では貸倒償却の負担が増大し、それまでプラスで推移していた利益率の伸び率がマイナスに転じた⁴⁾。バブル経済崩壊の始まりである。

2. 金融不安期

バブル経済崩壊で銀行の抱える不良債権が問題視され、1994年末の東京協和信用組合と安全信用組合の破綻を契機に金融不安が広がった。その後、散発的に小規模の金融機関の破綻が生じ、1995年10月には比較的規模の大きい地方銀行の兵庫銀行が破綻した。この年の夏には、住宅金融専門会社いわゆる住専の経営危機が表面化し、母体行として住専に融資を行っていた都市銀行、信託銀行そして長期信用銀行の不良債権問題が浮上し始めた。このように金融機関に対する不安は、小規模な銀行にとどまらず、大手銀行にまで広がった。そして1997年以降は大手金融機関の経営危機が相次ぎ、11月には北海道拓殖銀行が破綻し、山一証券が自主廃業に追い込まれた。翌98年12月には日本長期信用銀行と日本債券信用銀行が公的管理に置かれ、事実上破綻した。小規模な金融機関の破綻から始まり、年を追うごとに経営危機が大規模な銀行に広がったこの金融不安期は、後に金融監督当局と金融機関に対して不良債権問題の先送りと、その対応が非難された期間でもあった。

図1より、バブル経済崩壊後の1992年から1998年までの金融不安期における各銀行業態の運用資産の動向をみてみよう。全体的にはバブル経済期と比較して大幅な伸び率の低下で印象づけられるが、詳細にみると業態ごとに運用資産の動きは異なる。まず都市銀行であるが、運用資産の伸び率が0%近傍で低迷ないし微減するなか、寄与度に注目すると貸出と証券が平行に動き運用資産の水準を維持している傾向が見て取れる。ただし運用資産の規模に対して証券と貸出の変動は小さく、微増微減となっている。地方銀行では、各年低率ではあるが運用資

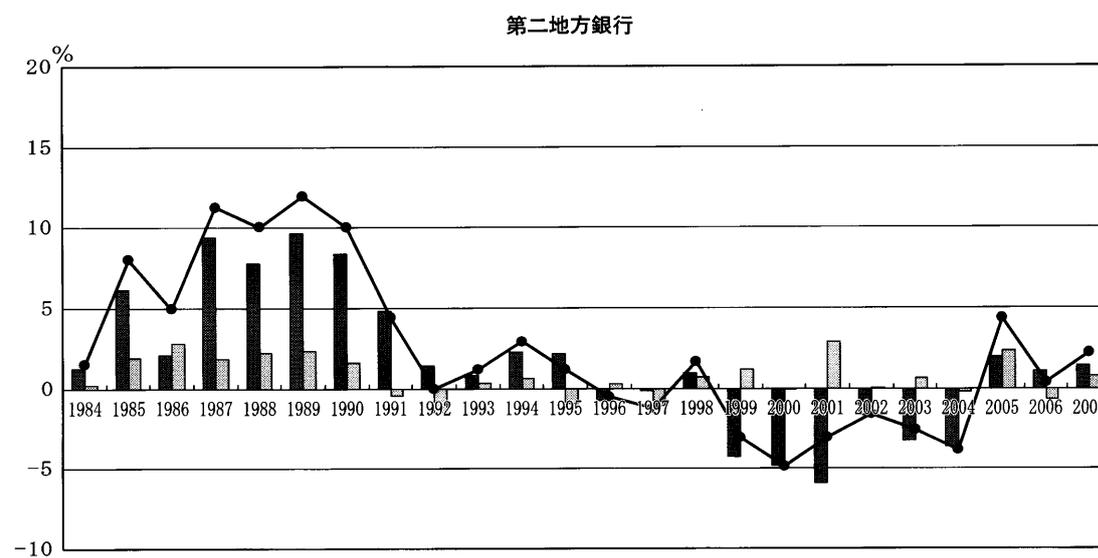
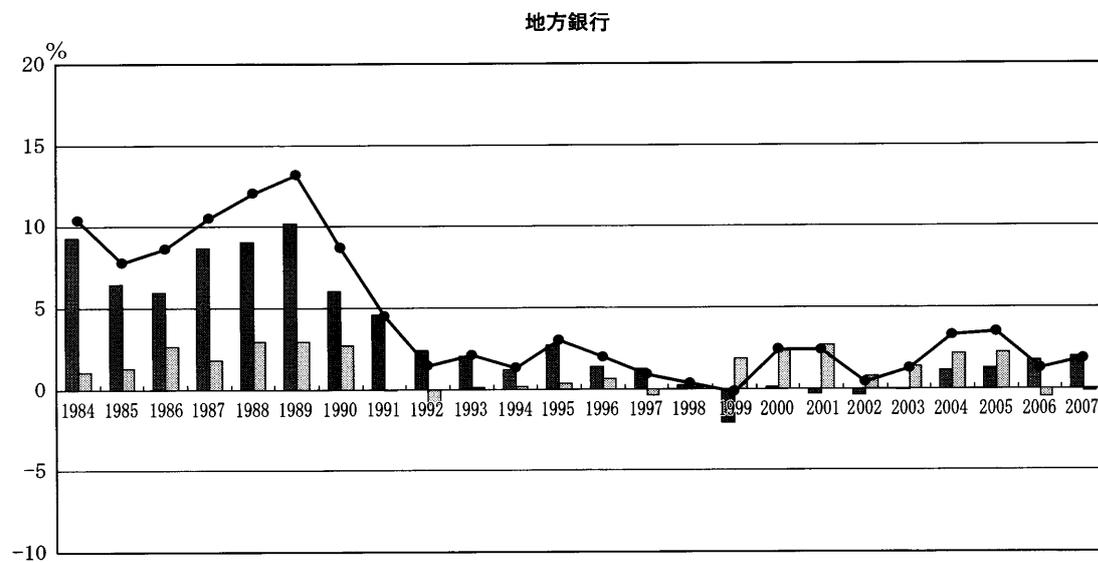
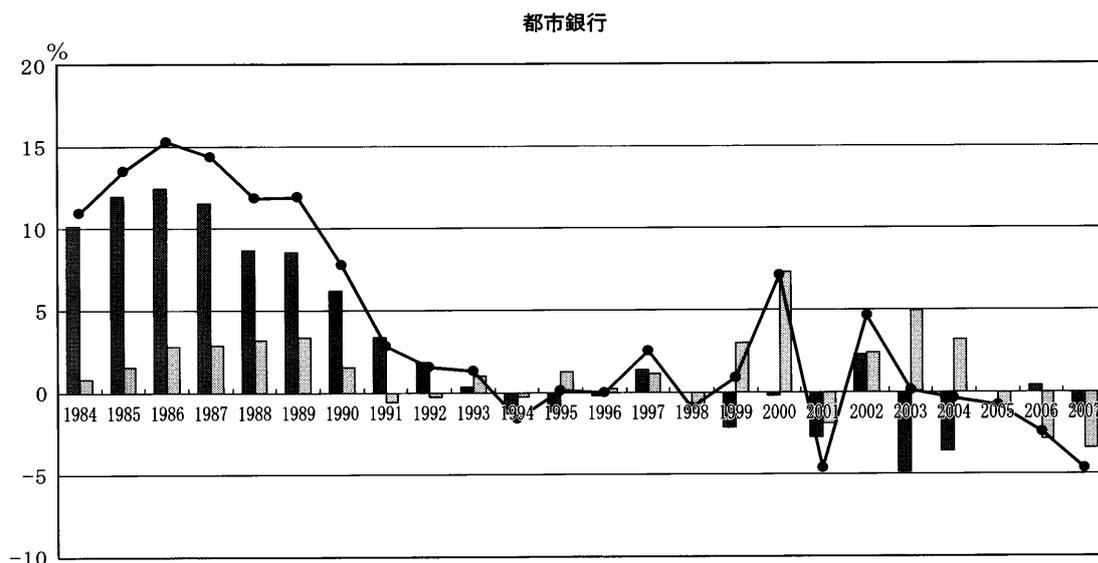
産が増大しており、その大部分は貸出が占めている。第二地方銀行は、1995年まで貸出の増加で運用資産は低率ながら増大し、96年以降にマイナスに転じている。信託銀行は地方銀行同様この期間に貸出を増加させており、しかも増加率は他の業態と比較して高率である。さらに93年以降は増加傾向さえ見て取れる。長期信用銀行は、総量規制後の1991年に運用資産の伸び率が大幅に低下し、1994年にはマイナスに転じた。その後1996年から貸出の縮小に歯止めがかからず、1999年にはバブル経済期の伸び率に匹敵する減少率を記録している。最後に信用金庫であるが、運用資産の動きは地方銀行と類似している。運用資産全体では比較的高率で推移しているが、証券の寄与もあるので貸出に限って言えば、ほぼ地方銀行と同じ割合で増大している。

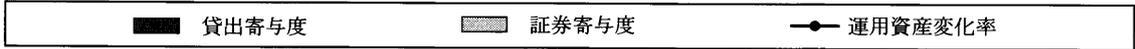
バブル経済崩壊後の金融不安期と景気低迷期に巻き起こった銀行に対する非難は、いわゆる「貸し渋り」である。実際に景気低迷を受け1992年8月に自民党が取りまとめた「緊急総合経済対策」には、すでに中小企業対策として政府系金融機関の融資枠に2兆円を追加することが明記され、1993年の「緊急総合対策」でも中小企業対策として政府系金融機関に対して1兆9,000億円の追加融資枠が設けられた⁵⁾。「貸し渋り」対策である。しかし、上述の検証からは「貸し渋り」があったとは、にわかには信じ難い。特に中小企業に対する貸出比率の高い地方銀行、第二地方銀行そして信用金庫では、この時期伸び率は鈍化したがあつたが着実に貸出を増大させていた。むしろ、バブル経済期の異常なまでの貸出の伸長を考えれば、バブル崩壊後に不況業種に対する貸出の清算が進むのが当然である。他の都市銀行等の業態についても同様のことがいえる。貸出の清算が一向に進まないところに、景気回復に期待を抱いていた銀行に対して不良債権隠しや、不良債権処理の先送りという非難が起こった。この先送りの結果が、1997年から1998年にかけて生じた金融危機であり、大手金融機関が相次いで破綻するという事態であった。

3. 金融安定期

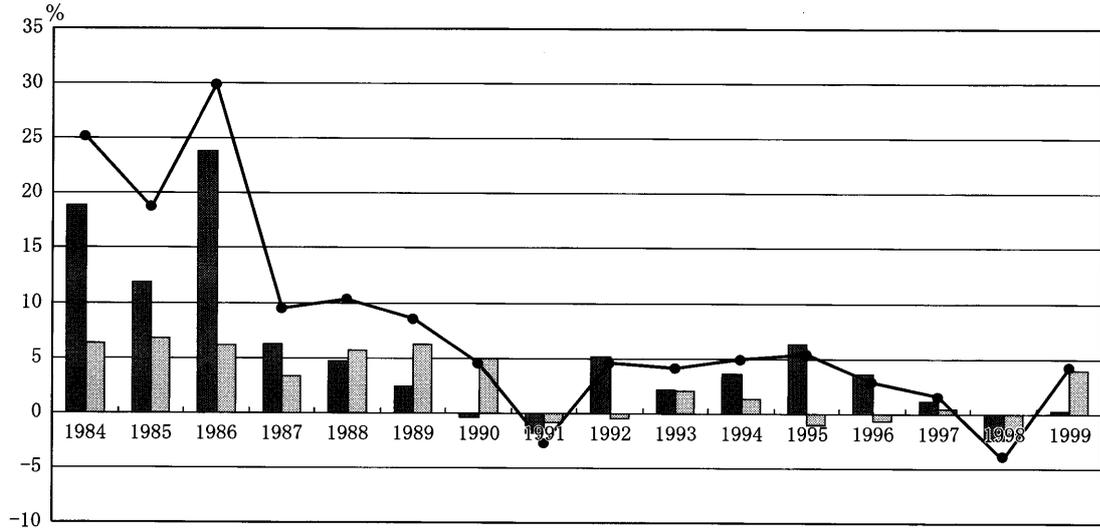
不良債権問題が混迷を深めるなか、政府は金融行政に関する枠組みを抜本的に改めることになった。従来の裁量型行政から客観的ルールに基づく透明性

図1 運用資産の変化率と寄与度

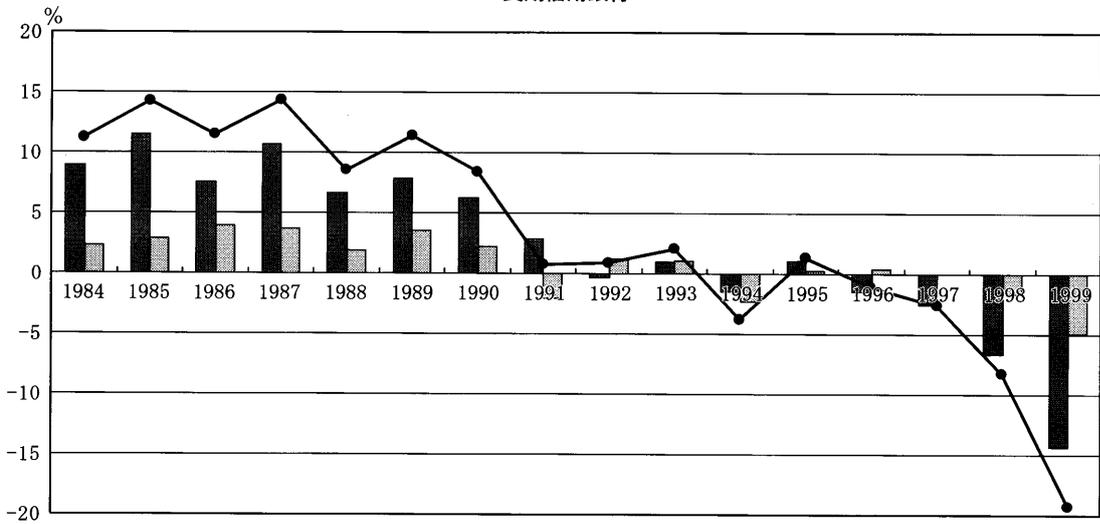




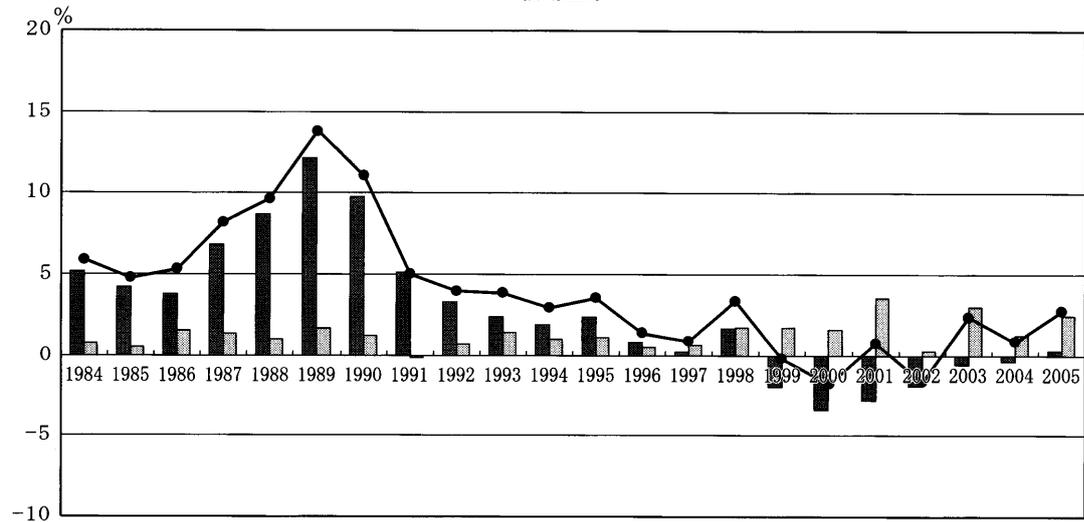
信託銀行



長期信用銀行



信用金庫



の高い行政へと転換し、自己資本比率の水準に応じたあらかじめ明示した行政措置を発動するという早期是正措置が、1998年4月以降、本格的に導入されるに至った⁶⁾。それによる金融システムの混乱を回避するために総額30兆円の公的資金が用意され、総額1兆8000億円の公的資金が大手銀行に注入された。さらに1998年10月の金融再生法と早期健全化法の成立で、銀行を含む金融機関の破綻処理の枠組みが最終的に整備されるとともに、金融機関の破綻処理と破綻防止のために、さらに60兆円の公的資金が用意された。そして早期健全化法を根拠に、大手銀行を中心に1999年3月までに総額7兆5000億円の公的資金が、自己資本強化のために注入された。また、国際業務を営む銀行は8%の自己資本を達成するという、いわゆる1998年7月のバーゼル合意に基づく国際統一基準が1992年3月までに段階的に取り入れられたため、大手銀行中心に不良債権問題の早期解決が迫られた。そして不良債権処理の加速化、金融機関の統合による金融システムのスリム化、さらには2002年春以降の息の長い景気回復に助けられ、金融不安は沈静し今日に至っている。

図1より、1999年以降の銀行の運用資産の動向をみていこう。冒頭に述べた理由で、この期間の信託銀行と長期信用銀行のデータは公表されていない。まず大手銀行同士の統合が相次いだ都市銀行では、2004年までは全体として金融不安期と同様に貸出を減少させ証券を増大させた結果、運用資産に大きな変化はなかった。ただし、寄与度が示すように運用資産に対する両資産の変動規模は以前の期間をはるかに凌いでいる。2005年以降はそれまで増加傾向にあった証券が減少に転じたため、運用資産は減少傾向を示している。他の業態が運用資産を減少させるなか、地方銀行のみが1999年を除いて運用資産を増大させている。これは2006年と2007年の貸出の増大による以外は、概ね証券保有を高めた結果である。この期間に一番運用資産を縮小させたのは第二地方銀行であった。2004年までに貸出を大幅に縮小させる一方、証券保有にそれほど積極的ではなかったため運用資産は大きく減少した。この動きに転期がおとずれるのは2005年以降であり、その後貸出は増加傾向となっている。データの関係で2005年までしか示されていない信用金庫の運用

資産の動きは、都市銀行のそれと類似している。貸出を減少させる一方、証券保有を増やした結果、運用資産に大きな変化はなかった。ただし、2003年以降は貸出の減少率が低下したため、運用資産は増加傾向をたどっている。

第2章 運用資産と貸出の構成比

前章では運用資産の変化をみたが、この章ではまず運用資産の構成比を、次いで運用資産のうち貸出の分類別構成比を検証する。前章で運用資産の変化率を示した際に、貸出と証券の寄与度を合わせて示したが、当然、運用資産の構成比はこの寄与度に対応して変化している。

図2は銀行各業態の運用資産の構成比を表したものである。証券については国債と、国債を除いた他証券の二つに分けて表示してある。期間全体を見て運用資産の構成比が大きく変化するのは1999年以降の安定期である。したがって、この期間の動きを示していない信託銀行と長期信用銀行の構成比は、1983年から2000年までの間に大きな変化はない。信託銀行は前述したバブル末期の総量規制後に貸出を縮小させたため1990年から数年間、貸出比率に若干の低下がみられるが、それ以外はほぼ65%前後で安定的に推移している。国債と他証券の構成比にもほとんど変化がない。長期信用銀行も、貸出が75%から77%の範囲で、証券が33%から35%の範囲で安定的に推移している。証券の構成比も国債と他証券の間に大きな変化はない。

1999年以降に、運用資産の構成比は大きく変化している。特に目立つのは都市銀行である。1998年までは、貸出の構成比は80%から85%までの範囲で推移していたが、1999年以降は急速に低下し、証券とりわけ国債の比率が上昇し始めている。それまで取るに足らなかった国債は、1999年に運用資産全体の8%を占めるようになり、その後2004年には21%を占めるに至った。この年の他証券を加えた証券全体の構成比は36%であり、他方貸出は64%に激減した。自己資本比率規制と早期是正措置の導入により、不良債権を含めてリスクウェイトの高い貸出を大幅に清算し、そのなか都市銀行が運用できる資産は、リスクフリーの国債しかなかったという状況が生まれたようである。

都市銀行ほどではないが、他の業態でも同様の傾向が観察できる。地方銀行は1999年以降、国債、他証券とも漸次増加傾向を示し、したがってそれ以前に80%前後で推移していた貸出比率は70%近くまで低下した。それでも他業態と比べると運用資産に占める貸出の割合の低下は穏やかであり、これは前章で示したように、1992年以降のバブル崩壊後も低率ながら貸出を増大させたのと、1999年以降の安定期に他業態が貸出を縮小させたのに対して、地方銀行はそれほど貸出の清算を実施しなかったためである。第二地方銀行は規模こそ異なるが運用資産の構成比の推移は都市銀行のパターンに類似している。1999年まで80%半ばあたりで推移していた貸出比率は2005年には75%まで低下し、その後ほぼこの構成比を維持している。信用金庫も1998年以降に貸出比率が低下し証券比率が上昇するという構成比の変化傾向を示している。それまで80%以上を占めていた貸出比率が漸次低下し、2005年には68%となり、証券比率は32%まで上昇した。特徴的なのは証券の構成比である。他業態の証券比率の上昇は国債に負うところが大きい、信用金庫では国債以上に他証券の比率が高まっている。

次に運用資産のうち貸出のみに注目し、貸出先を製造業、非製造業そして個人に分類した場合、これらの構成比がどのように変化していたのかを検証する。

図3は貸出の分類別構成比を表したものである。まず、期間全体を通していえることは、製造業向け貸出比率の低下傾向である。これは国内総生産に占める製造業のシェアの低下を反映しているが、それだけではない。製造業には大企業が多いという理由もあり、大企業が設備投資等の資金調達を銀行経由の間接金融から資本市場からの直接金融にシフトさせた結果である。特に製造業大手企業向け貸出が中心だった長期信用銀行では、1975年には50%近くの貸出が製造業向けであった。同様に大手企業が中心だった信託銀行と都市銀行でも、1975年には40%近くの貸出が製造業向けであった⁷⁾。したがって、図の起点の年となる1983年における製造業向け貸出比率の数値は、このような長期的低下傾向の延長線上にある。

他方、構成比が上昇したのは、信託銀行と長期信用銀行を除く他業態においては住宅ローンを主力と

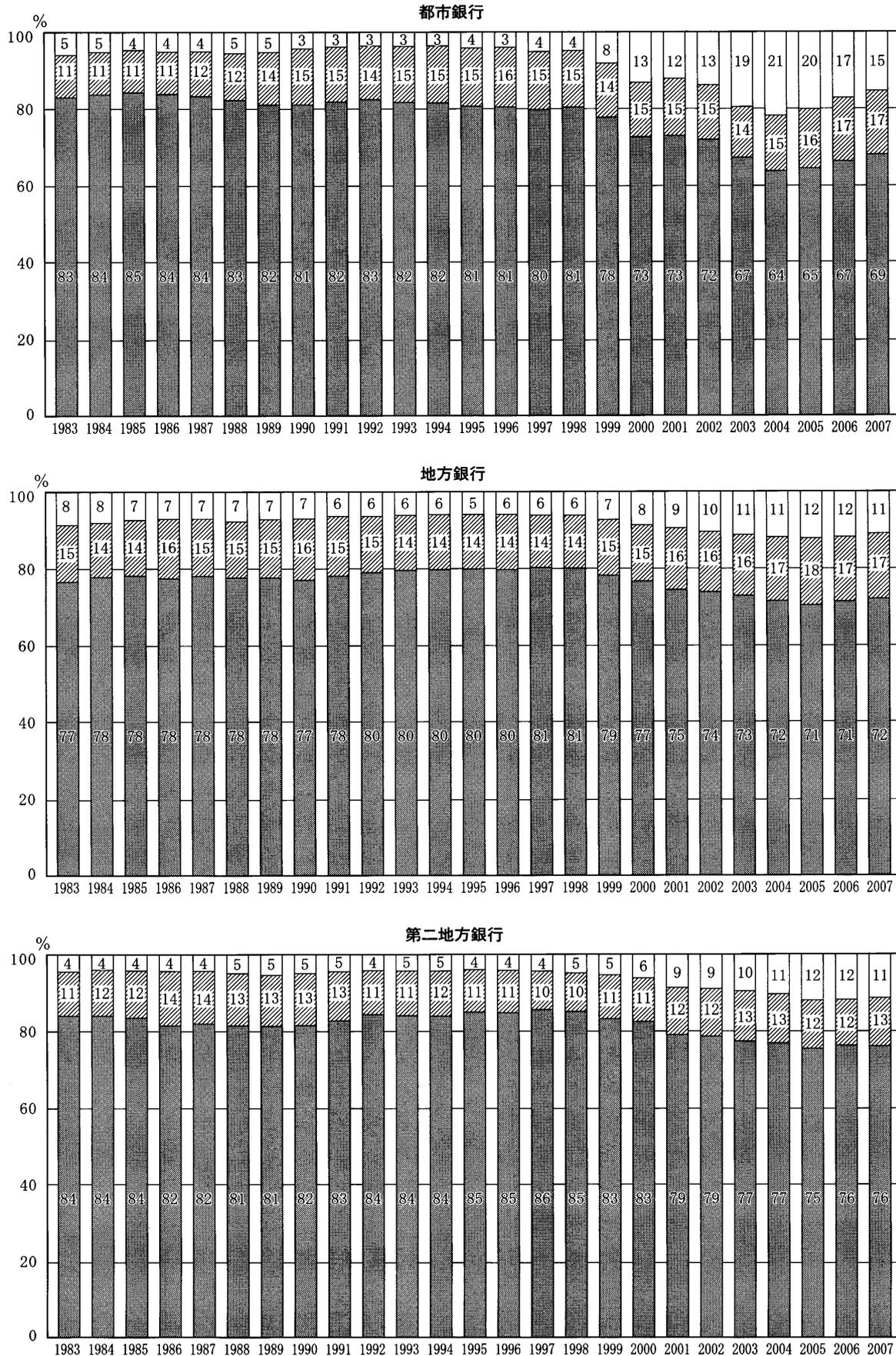
する個人向け貸出である。都市銀行、地方銀行および信用金庫の1983年以降の非製造業向け貸出比率にそれほど大きな変化はないので、全体の構成比は製造業向け貸出シェアの低下を個人向け貸出シェアの増大で相殺するというパターンになっている。第二地方銀行も個人向け貸出の構成比は上昇したが、これは製造業とともに非製造業向け貸出比率の低下も反映している。第1章で示したように、どの銀行業態でも1999年以前に貸出の縮小はほとんどなかったため、1983年から1998年までの個人向け貸出比率の上昇は、そのまま個人向け貸出の量的拡大を意味する。1991年のバブル経済崩壊以前においても、銀行が業務を拡大させるために個人向け貸出をいかに重視していたのかが理解できる。1999年以降、貸出全体が縮小するなか個人向け貸出比率が一段と上昇している状況を見ると、銀行業務で個人向け貸出がさらに重要な地位を占めていることが窺える。なお、個人向け貸出には事業用貸出と区分困難と判断されるものも含まれているので、取引先に個人事業主が多い信用金庫の個人向け貸付比率が相対的に高いのは、この理由と思われる。

これらの業態と比較して、店舗網をさほどもたない信託銀行と長期信用銀行は、個人向け貸出を増やすことが困難だった。したがって、製造業向け貸出が減少するなか全体の貸出量を維持もしくは増大させるためには、非製造業向け貸出を増やす以外になく、この二つの業態のみがこの構成比を上昇させる結果となった。信託銀行では1983年の65%から1991年までに80%近くまで、長期信用銀行でもほぼ同様に1983年の63%から1991年の80%まで、それぞれ非製造業向け貸出比率が上昇している。非製造業のなかには住専等のノンバンクも含まれており、他業態が住宅ローンを中心に個人向け貸出を増大させるなか、信託銀行と長期信用銀行はノンバンク経由の迂回融資で個人向け貸出市場に関わっていく以外になかった。そこで、このような状況をさらに吟味するために、次に非製造業向け貸出の業種別貸出構成比に注目してみよう。

第3章 非製造業向け貸出の構成比

図4は、各銀行業態の非製造業向け貸出の業種別貸出比率を表したものである。資料の制約で、信託

図2 運用資産の構成比



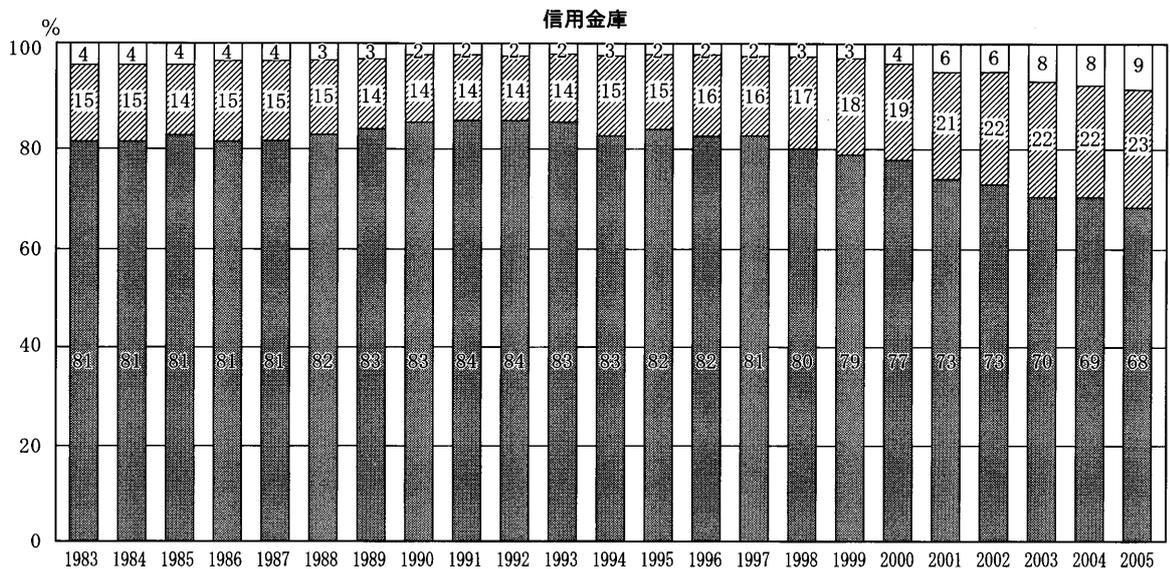
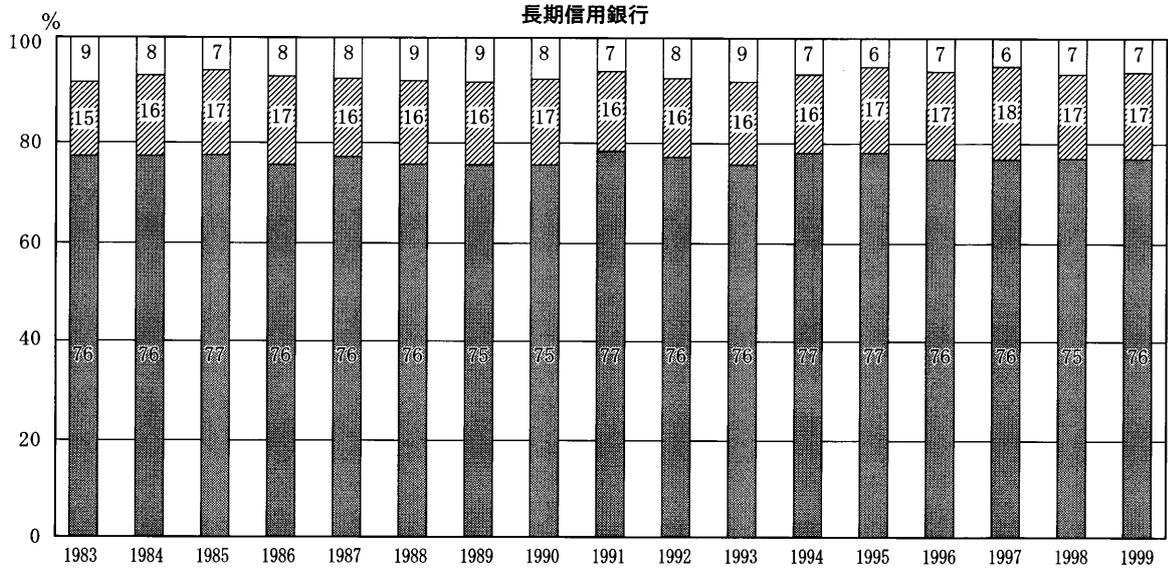
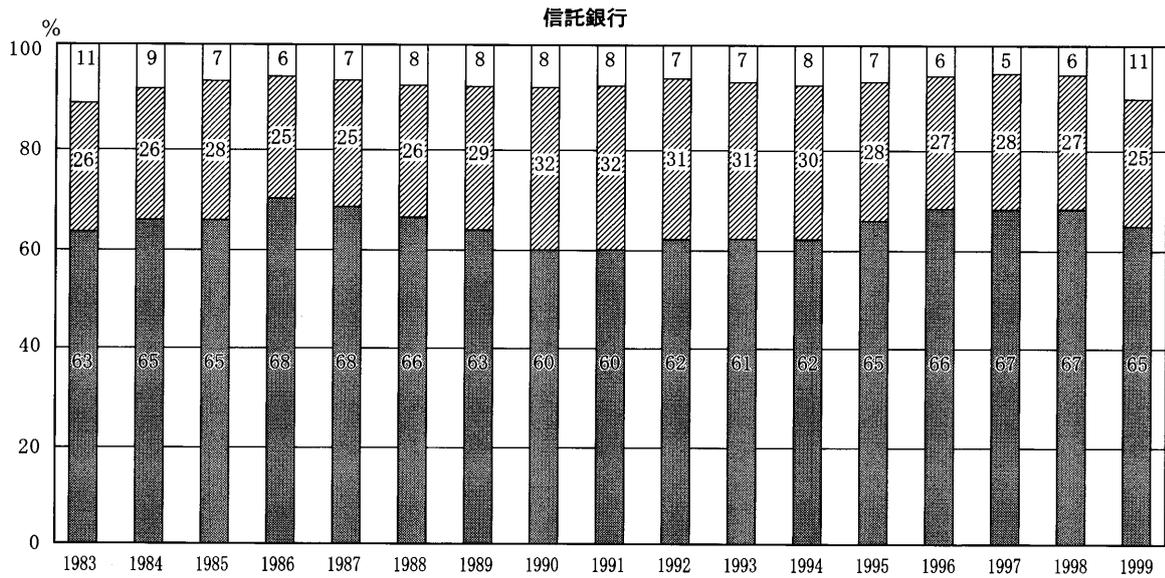
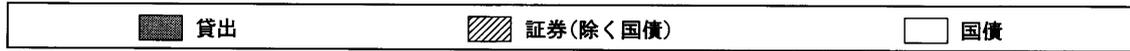
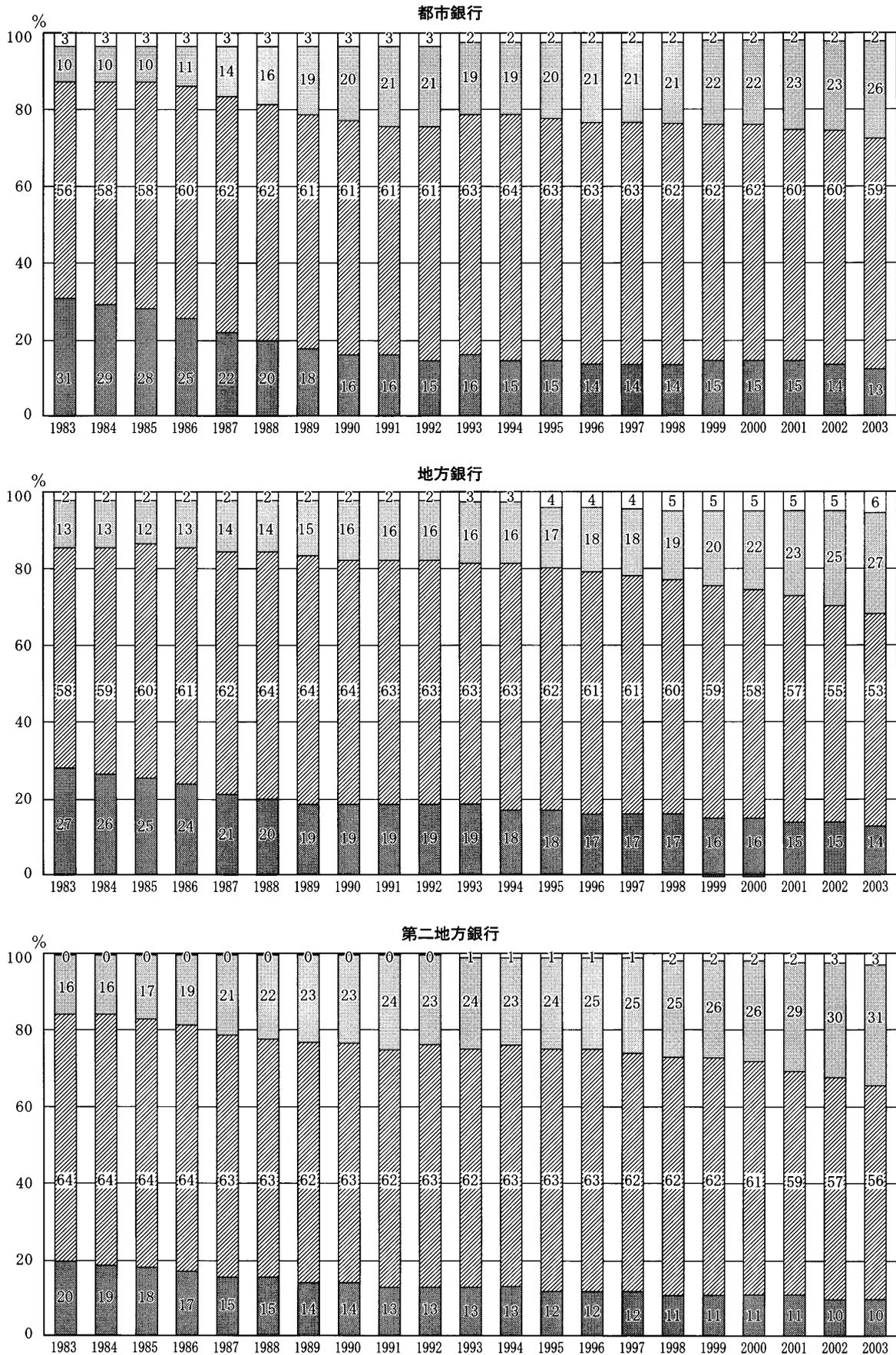


図3 貸出分類別構成比



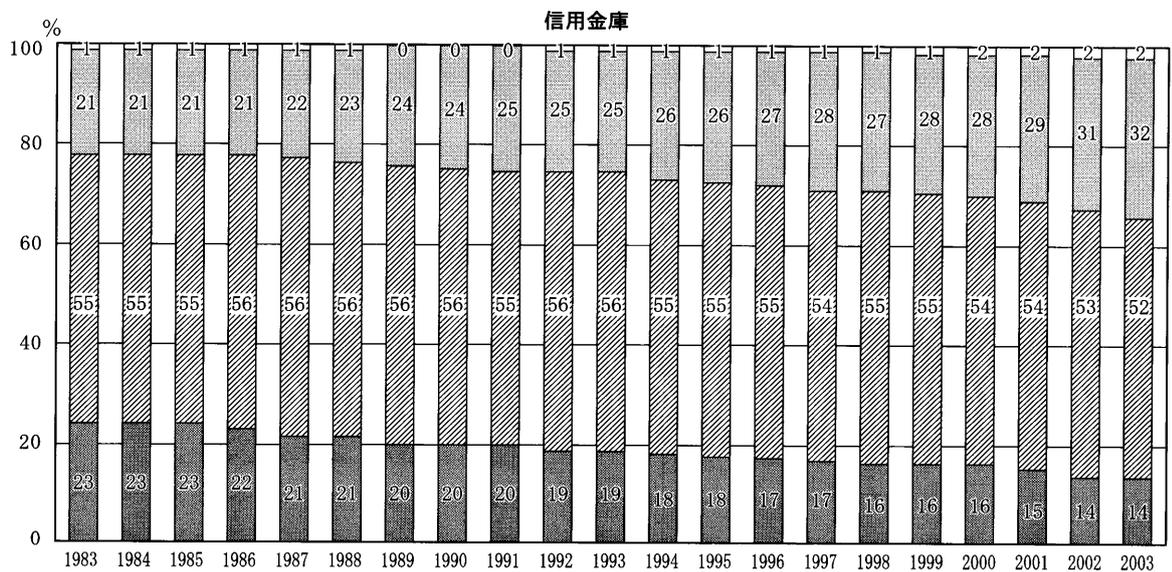
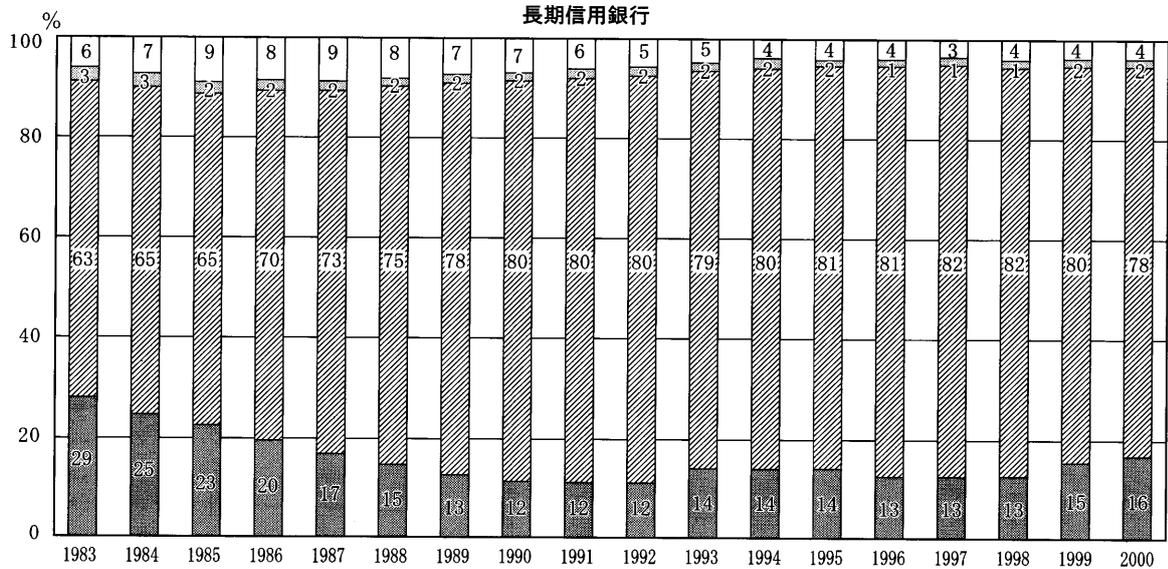
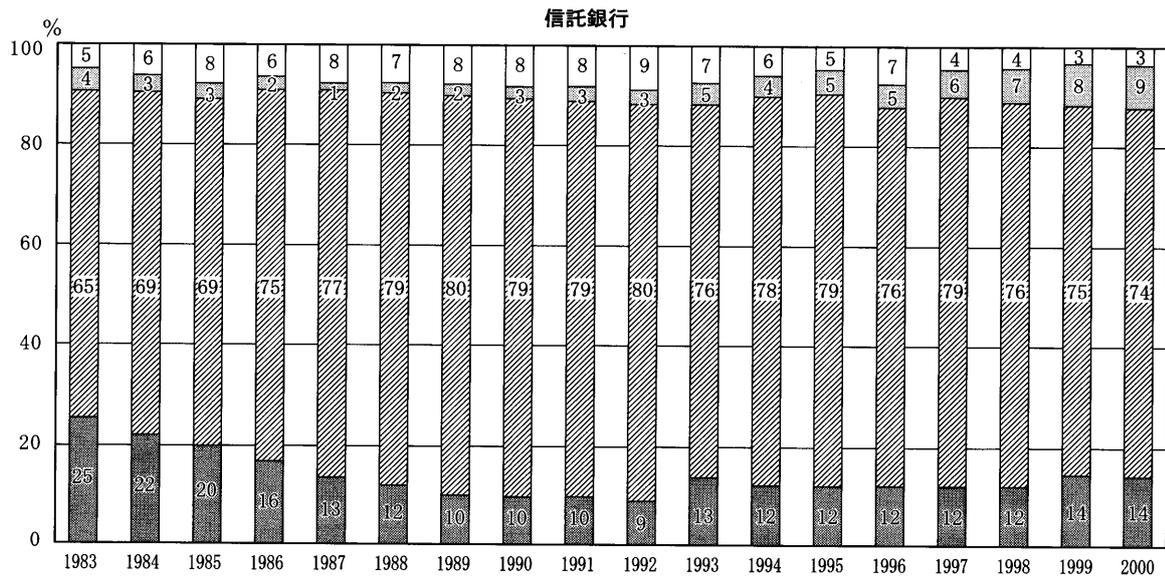
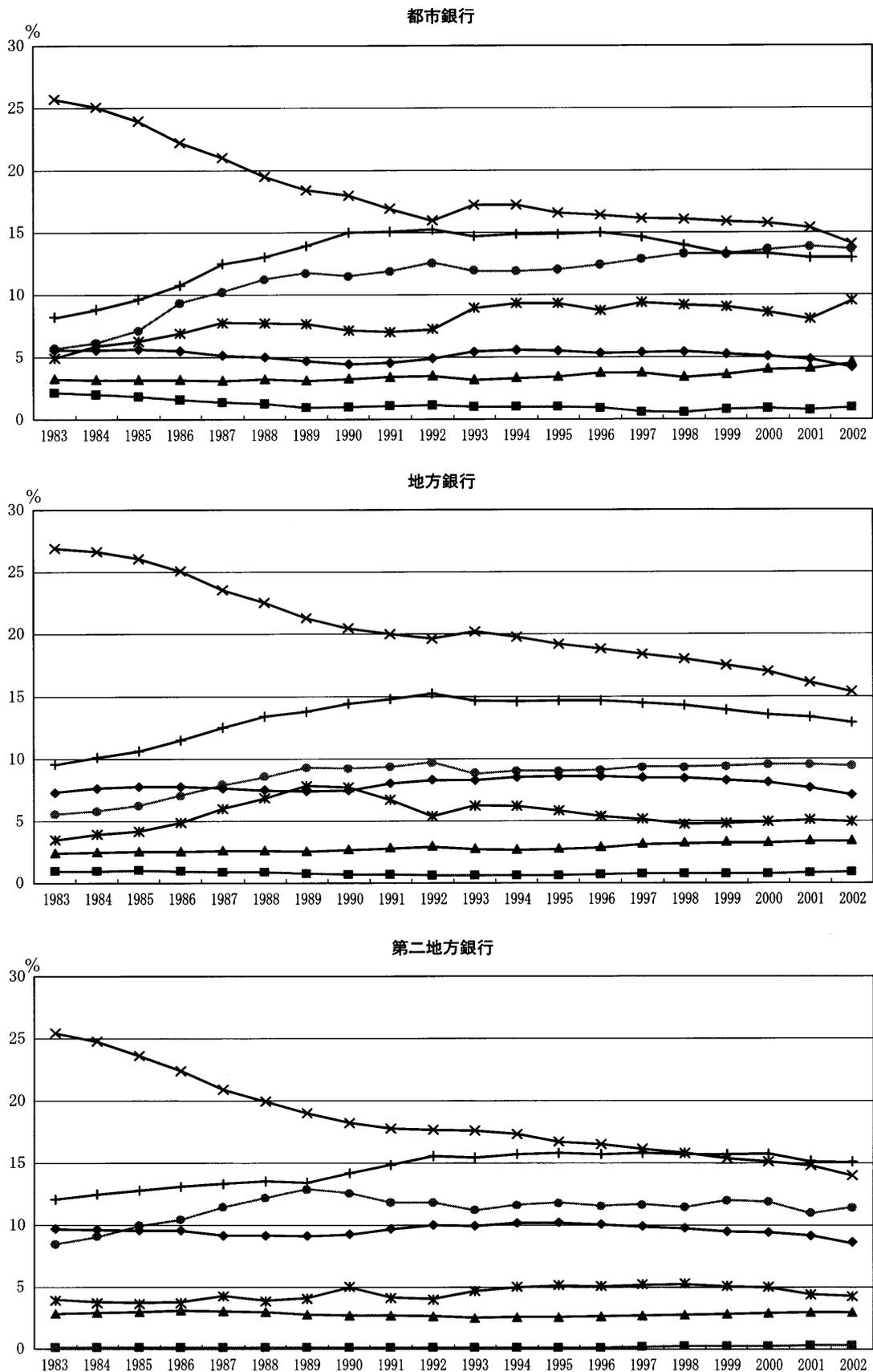
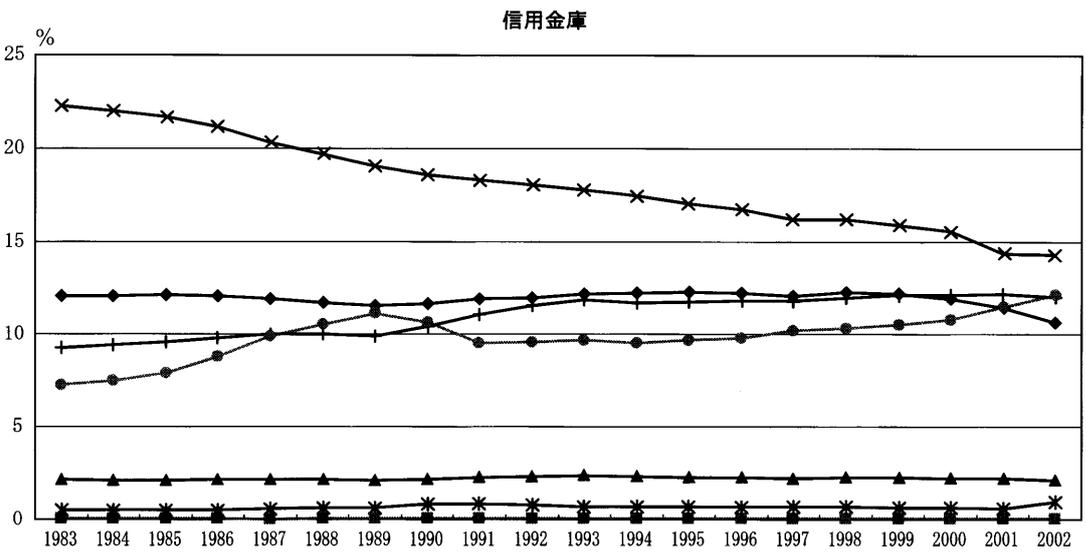
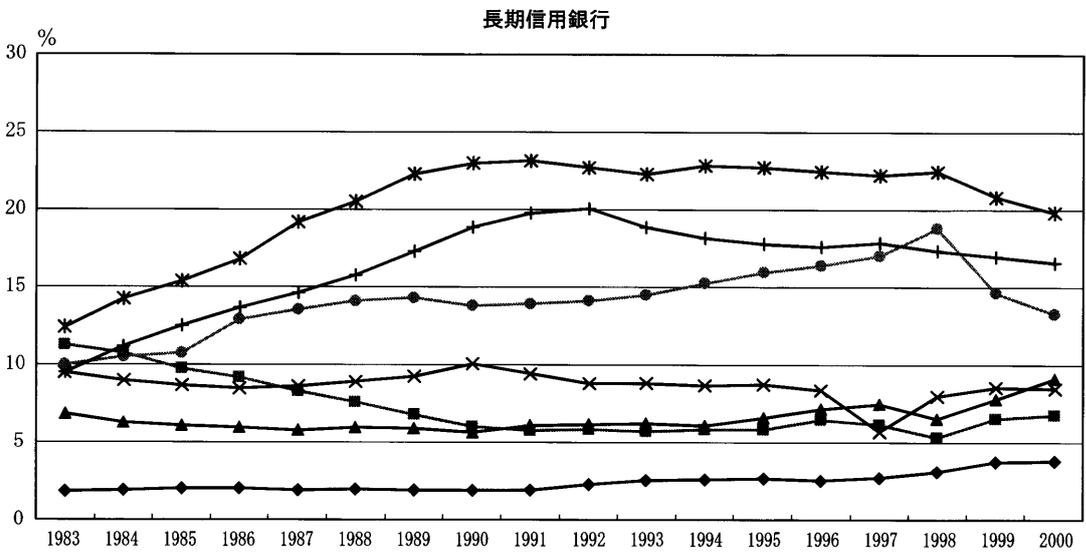
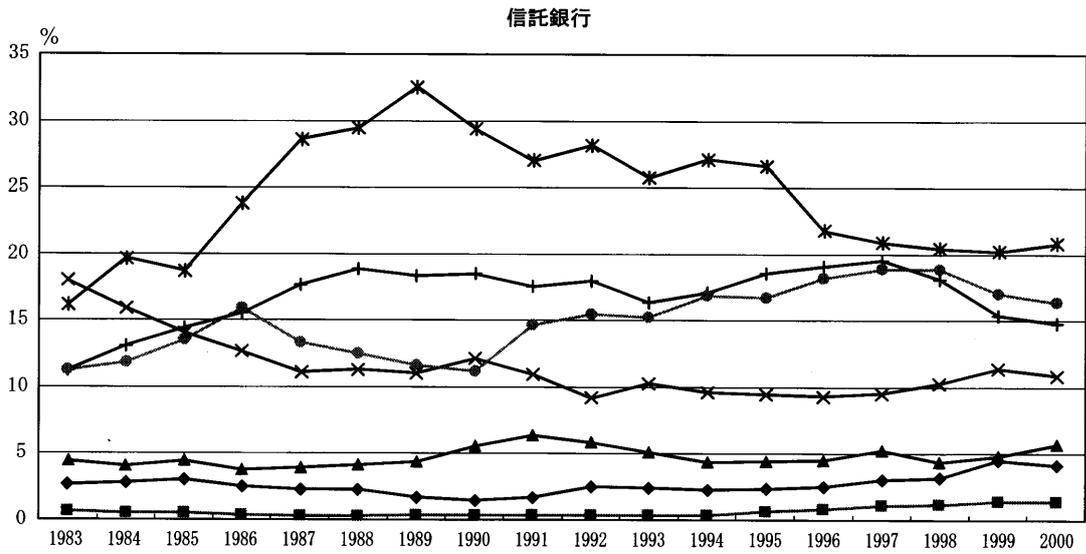
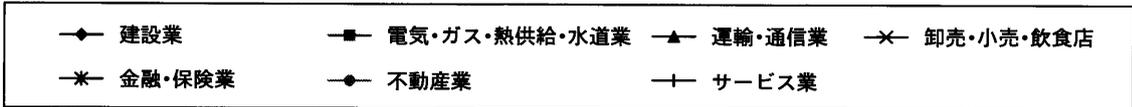


図4 非製造業種別貸出構成比





銀行と長期信用銀行は2000年まで、他業態は2002年までとなっている。数値は事業向け貸出に対する非製造業種別の構成比であり、製造業種別の構成比を含んでいない点に注意して頂きたい。

都市銀行、地方銀行および第二地方銀行の国内銀行3業態における業種別貸出の構成比の変化は、規模こそ多少異なるがパターンは類似している。もちろん構成比そのものは異なっており、例えば第二地方銀行では、地方に中小規模の建設会社が多いことから建設業向け貸出比率は他業態に比べて高く、大手企業からなる電気、ガス等の公益事業向け貸出比率は無視できる反面、都市銀行ではこの比率はそれなりのシェアを占めている。したがって、類似しているのは構成比そのものではなく、構成比の変化方向である。

上記の3業態のバブル経済期の1991年までの動きをみると、大きくシェアを落としたのは卸売・小売・飲食業である。そのなか比率が上昇したのは、サービス業、不動産業そしてノンバンクと言われる金融・保険業である。他の業種の構成比に大きな変化がないので、前者の低下割合と後者の上昇割合はほぼ等しくなっている。サービス業の上昇は経済のソフト化を背景に顧客ニーズの多様化を反映して、複合サービスあるいは専門サービスを提供する新興企業が増えたためだと思われる。他では地価上昇を背景に、不動産業への貸出シェアの上昇が顕著であり、とりわけ都市銀行のこの動きが目立つ。金融・保険業向け貸出では、地方銀行の比率がかなり上昇したが、第二地方銀行ではそれほどではない。信用金庫についてもほぼ同様なことが言え、金融・保険業向け貸出比率に変化がない以外は、卸売・小売・飲食業向け貸出のシェアは低下し、不動産業とサービス業向け貸出のシェアが上昇していたことが観察できる。

1991年のバブル崩壊後の都市銀行の貸出比率の動きをみると、地方銀行、第二地方銀行よりその変動規模が大きいというところに特徴がある。特に不良債権問題の根源となり、またそれまでシェアを高めてきた不動産業向け貸出比率をみると、1993年に若干低下したあとバブル経済期の拡大傾向を依然として維持している。金融・保険業向け貸出もバブル経済期以上にその比率を高めている。他方、地方銀行では、不動産業向け貸出比率は1993年に低下

した後は若干上昇傾向を示しているものの、大きな変化はない。金融・保険業向け貸出比率はその後低下し、2002年には1986年の比率とほぼ同じ水準である。第二地方銀行の不動産業向け貸出比率は、1991年から93年まで低下し、その後この水準を維持している。しかし低下したといっても、1983年との比較では依然として高水準にある。金融・保険業向け貸出は、若干であるがそのシェアを高めている。信用金庫の不動産業向け貸出比率は1990年、91年に低下したが、その後上昇に転じた結果、2002年末の水準はバブル経済末期の1989年を上回っている。

信託銀行と長期信用銀行の貸出比率の動きは、変動規模の大きさの点で上記の業態とかなり異なる。その理由は、前章で言及したように、他の業態が製造業向け貸出の減少を個人向け貸出の増大で相殺し、貸出量全体を維持もしくは拡大させてきたのに対して、これらの業態では製造業向け貸出の減少を非製造業向け貸出の一層の増大によって、貸出量全体の拡大を図らねばならなかったためである。

信託銀行の動きからみてみよう。卸売・小売・飲食業向け貸出比率の低下傾向とサービス業向け貸出比率の上昇傾向は、他の業態と同様である。1991年までのバブル経済期では金融・保険業向け貸出比率の上昇が突出している。不動産業向け貸出は、1985年までその比率を高めたが、この期間全体を通してはそれほど上昇していない。むしろバブル崩壊後の金融不安期の動きが目目に値し、1991年から1998年までの間に不動産業向け貸出比率は上昇傾向を強めている。他方、金融不安期の金融・保険業向け貸出比率は、それ以前の非常に高い上昇傾向から反転し、1999年には1984年とほぼ同じ水準まで低下した。しかし、それでも2000年末における金融・保険業向け貸出比率は、非製造業向け貸出のなかで最も高い割合を占めていた。

長期信用銀行の貸出比率にも、金融・保険業向けと不動産業向けに大幅な上昇が見て取れる。両比率ともバブル経済期に大幅に上昇したが、その後1992年から1998年までの金融不安期には金融・保険業向け貸出比率はその水準を概ね一定に保つ一方、不動産業向け貸出比率は一段と上昇した。結局、このように他業態以上に長期信用銀行と信託銀行が、金融・保険業と不動産業への貸出比率を引き

上げたことが、その後の金融不安期にこれらの業態に深刻な経営危機を招く結果となった。

さて、第一章で1992年から1998年までの金融不安期の運用資産の動向を検証した際に、この期間に「貸し渋り」があったとはにわかに信じ難いと述べた。1997年以降に長期信用銀行が貸出を大幅に清算した以外、金融不安期にどの銀行業態にも貸出の縮小はなかった。むしろ低率ながら増大していた。前章でみたように、貸出全体では製造業向け貸出の縮小が進むなか、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行および信用金庫は個人向け貸出の増大でこれを相殺したので、非製造業向け貸出シェアに大きな変化はなかった。したがって、金融不安期におけるこれらの銀行業態の貸出の増加は、個人向け貸出のみならず、バブル経済崩壊後にその多くが不況業種となった非製造業向け貸出の増大にも一部反映されている。信託銀行と長期信用銀行では、製造業向け貸出の減少を非製造業向け貸出シェアの拡大で補ったので、貸出全体の増加はすべて非製造業向け貸出の増加となった。実際に1992年末から1998年末までの各銀行業態の非製造業向け貸出の変化額をみると、1997年以降に貸出を大幅に清算した長期信用銀行の2,400億円の減少を除けば、都市銀行で26.7兆円、地方銀行で18.3兆円、第二地方銀行で5.2兆円、信託銀行で6.6兆円そして信用金庫で6.1兆円、それぞれ増加している。もちろん、バブル経済期の異常なまでの貸出の伸長に比べれば大きな増加ではないが、その後が生じた景気低迷期間における増加であることを考えれば、この期間に銀行の融資姿勢が「貸し渋り」といわれるほど極端に引き締まったとは思われない。

むしろ金融不安期における銀行融資の問題は「貸し渋り」ではなく、本来ならば倒産に至る企業を延命させるために行われた「追い貸し」の存在である⁸⁾。銀行がバブル崩壊後も非製造業向け貸出を増加させるなか、上記の考察で明らかになったように、総じて貸出比率が上昇していたのは不動産業向け貸出である。バブル崩壊で最も業績悪化の打撃を受けた業種に対して、銀行は融資を清算するのではなく拡大させていた。もちろん、景気回復に期待を抱いていた銀行のこの行動は、不良債権を表面化させないためのものであるが、依然として銀行が主要な収益源として預金・貸出の利鞘に過度に依存して

運用資産の変化

(億円) (%)

都市銀行	1992年末	2007年末	変化額	変化率
貸出	2243632	1861640	-381992	-17.03
国債	72585	404022	331437	456.62
他証券	386428	451390	64962	16.81
地方銀行				
貸出	1258161	1471741	213580	16.98
国債	94814	217822	123008	129.74
他証券	229495	351499	122004	53.16
第二地方銀行				
貸出	509679	428556	-81123	-15.92
国債	25908	64451	38543	148.77
他証券	69569	70645	1076	1.55
信用金庫	1992年末	2005年末		
貸出	650478	631723	-18755	-2.88
国債	18538	84957	66419	358.29
他証券	105011	216519	111508	106.19

いたことの現われでもある。

おわりに～伝統的ビジネスモデルからの脱却

これまで、1984年以降の金融自由化が進展する期間の銀行の運用資産動向を考察した。バブル経済の生成と崩壊、その後の金融不安、そして監督当局による銀行制度に対する裁量的政策からルールによる政策への転換、と銀行をとりまく環境はめまぐるしく変わった。このようななか、金融自由化の進展で、銀行は預金・貸出の利鞘収入を主力とする伝統的なビジネスモデルからの脱却を求められていた。しかし、これまでの考察で明らかになったことは、銀行が伝統的ビジネスモデルから容易に脱することのできなかった姿である。確かに銀行にとって、金融自由化が進展し始める1980年半ばは85年9月のプラザ合意以降の金融緩和局面と重なり、新たなビジネスモデルを構築するのが困難な時期であった。金融機関においては、金融自由化の進展とともにそれまで規制金利で得ていた超過利潤の減少・削減から収益が大きく低下されることが懸念されていた。しかし、プラザ合意以降の金融緩和措置の実施とともに金利水準はほぼ80年代後半を通じて傾向的に低下した結果、資金調達金利の低下が自由化に伴う調達金利の上昇を相殺する方向で作用した⁹⁾。したがって銀行にとっては、金融自由化が進展していくなかでも貸出の量的拡大がそのまま収益の増大に反映される環境にあった。

しかしバブル崩壊後もこの姿勢は変わらなかった。銀行は依然として貸出を主要な収益源としていた。そのため、バブル期に膨張しきってしまった不振業種向けの貸出を積極的に清算するのを躊躇するばかりか、収益への打撃を懸念し、いわゆるゾンビ企業にさえさらに貸出を増加させていた¹⁰⁾。本来ならば金融自由化が進展するなか、銀行はバランスシートの伸長を伴う預金・貸出の利鞘収入から、バランスシートに負担のかからない手数料収入へ、その収益源を転換させる必要があったが、それは実行に移されなかった。自ら新たなビジネスモデルを構築できない銀行に対して、結局伝統的ビジネスモデルからの脱却を促すかのように、自己資本比率規制や早期是正措置が監督当局によって導入されるに至った。

現状は変わりつつある。前頁の表は金融不安期以降の銀行業態別の運用資産の変化をまとめたものである。地方銀行のみが1992年から2007年の間に貸出を増大させ、依然として伝統的業務への依存が見て取れるが、他の業態では貸出を圧縮させつつある¹¹⁾。もちろんこの圧縮は、本格的な不良債権処理に伴い1999年以降に生じたものである。銀行における運用資産の貸出への集中と、バランスシートの伸長を伴う利鞘収入への過度の依存が、1980年代半ば以降のバブル経済と1990年代の金融不安を招いた一因であったことに疑いはない。そしてこれらが最終的には銀行を苦境に陥れた。この経験を繰り返さないためにも、銀行は伝統的ビジネスモデルから脱却し、新たなビジネスモデルを展開させなければならない。そのためには、リスクアセットの分散や、バランスシートに負担をかけない手数料収入への収益源の転換が重要となる。結局、貸出の縮小は避けられない。もちろん、経済情勢によっては必要以上に貸出を圧縮することは賢明ではない。しかし、銀行が健全な経営を維持するための長期的な視点に立てば、このような貸出の圧縮傾向は評価され

るべきであろう。

注

- 1) 日本銀行調査統計局『経済統計年報』、日本銀行ホームページ <http://www.boj.or.jp/howstat/index2.htm#kinyu>
- 2) ここで取り上げた銀行6業態合計の運用資産額に対する各銀行のシェアは1984年末において、それぞれ都市銀行40%、地方銀行24%、第二地方銀行10%、信託銀行4%、長期信用銀行9%、信用金庫13%である。また貸出は、割引手形、手形貸付、証書貸付および当座貸越の合計額である。
- 3) ナスダック・ジャパンは2002年にナスダックが撤退したのに伴って廃止され、現在、大証の新興企業向け市場はヘラクレスに受継がれている。
- 4) 鹿野嘉昭著『日本の金融制度』、東洋経済新報社、2001年5月、128頁。本稿で論述されている金融環境の変化については、主に本著書を参考にした。
- 5) 福田真一、計聡「日本における財政政策のインパクト—1990年代インベスト・スタディー—」日本銀行金融研究所『金融研究』第21巻第3号、2002年9月、表3経済対策の概要を参照。
- 6) 鹿野、前掲書、99—100頁参照。
- 7) 清水啓典『日本の金融と市場メカニズム』東洋経済新報社、1997年6月、109頁参照。
- 8) 追い貸しについては、櫻川昌哉「不良債権が日本経済に与えた打撃」岩田規久男、宮川努編『失われた10年の真因は何か』、東洋経済新報社、2003年6月、を参考にした。
- 9) 鹿野、前掲書、121—122頁参照。
- 10) 追い貸しを含めたバブル崩壊後の日本の銀行問題については次の論文を参考にした。星岳雄、アニア・カシャップ「銀行問題の解決法：効くかもしれない処方箋と効くはずのない処方箋」伊東隆敏、ヒュー・パトリック、デビッド・ワインシュタイン著、祝追得夫監訳『ポスト平成不況の日本経済』、日本経済新聞社、2005年9月。
- 11) 貸出が減少する一方で国債の保有がかつてない水準まで増大し、銀行は大きな金利変動リスクに曝されている。このような現在の銀行制度の包括的な問題点の考察は稿を改めて論じたい。